

公益財団法人富徳会 第18回理事会議事録

1. 日 時 平成30年2月23日（金） 午後4時55分～午後6時25分
2. 場 所 東京都千代田区内神田1-10-6 一世会館ビル
シャン・ドゥ・ソレイユ 4階会議室
3. 理事現在数及び定足数 現在数 7名、 定足数 4名
出席理事数 6名
(出席理事) 小林健二郎（代表理事・理事長）、 武者良憲（常務理事）
中原 泉、江藤一洋、岩堀信二郎、井出吉信
(欠席理事) 安井利一
(出席監事) 上林 博、大橋常男

定刻前に出席予定の理事・監事がそろい、事務局より本理事会は出席理事6名で定款第41条の規定に定める定足数を満たしており、本会が成立する旨を報告した。

次いで、定款第40条の定めにより、小林健二郎代表理事は議長となり開会を宣した。

議事録署名人は定款第44条第2項の規定に基づき小林代表理事、上林監事及び大橋監事とし、議案の審議に移った。

4. 審議事項

議長は、

第1号議案 公益財団法人富徳会平成30年度事業計画及び事業予算承認の件

を上程し、理事長が事業計画の全般方針と予算方針を説明し、次いで内容の説明者として武者常務理事を指名、同氏は資料に基づいて、事業概要、各事業計画及び予算概要を詳細に説明した。特に前年度より経常収益額の増加は保有している株式の配当金増加によるここと、経常費用の項目に事務局員に支給する通勤手当を新たに設けたことを報告した。

説明報告後、理事長が質問、提案を諮ったところ、出席理事全員異議なく承認可決した。

次いで議長は、

第2号議案 第8回評議員会開催承認の件

を上程、内容の説明者として武者常務理事を指名、同氏は本評議員会開催日時及び場所並びに目的等について詳細に説明した。

日 時 平成30年5月31日（木）17時 開始

会 場 シャン・ドゥ・ソレイユ（千代田区内神田）
3階会議室

目的である事項等

承認事項 ・平成29年度事業報告及び決算報告と監査報告の件

報告事項 ・平成30年度事業計画及び事業予算の件
・研究助成事業のスケジュールの変更

- ・内閣府立入り検査の報告
 - ① 遊休財産保有限度額の超過の解消
 - ② 法人会計より公益会計への振替
- ・通勤手当支給内規

審議の結果、原案通り出席理事全員一致で承認可決した。

次いで議長は、

第3号議案 特定資産（研究助成基金）へ繰入承認の件

を上程、内容の説明者として武者常務理事を指名、同氏は本議案の上程された理由を、資料に基づき、当年2月2日に内閣府による立入検査で、平成28年度の決算において、遊休財産保有限度額を超過しており、平成29年度内で解消するよう指導を受けたこと、また、特定資産繰入れ後は、現金・普通預金等で保有することは、内閣府として認めがたい旨を説明した。対応策として現預金（当決算期末予測保有流動資産額：18,166千円）から特定資産（助成基金）に繰入れるが、さらに平成30年度以降も増配が公表されており、それによって毎年度超過となることが予想されるため、資金繰りに支障をきたさず、かつ中長期の対応策の検討期間が設けられるように、超過額以上を繰り入れることにより、当面超過が発生しないようにしたいこと、その結果、対応策として17,000千円を特定資産に繰り入れ、本年度内に繰入額相当のライオン(株)の株式を購入したいこと、またこの対応によって平成32年度までは、保有遊休財産額は限度額を超過しない見込みであることも説明した。説明報告後、理事長が質問、提案を諮ったところ、出席理事全員異議なく承認可決した。

5. 業務報告、その他

以下の事項について、代表理事及び常務理事の業務執行状況報告がなされた。

①本理事会の上程内容の確認などの検討会として、昨年11月27日に理事長、常務理事、監事及び事務局員による会議と同年12月16日に監事と事務局による内閣府指摘事項についての検討会を開催した。

②研究助成事業のスケジュールの変更

より客観的で精緻な助成者の選考に向け、一次評価期間を設ける必要があるため、応募締め切り以降のスケジュールを一ヶ月繰り下げ、6月：一次評価、7月：選考委員会、8月：持ち回り理事会及び助成者通知、9月：助成金支給とする。

③内閣府立ち入り検査の報告

平成30年2月2日に内閣府立ち入り検査があり、事務局で対応した。

主な内容としては、前回の立ち入り検査（平成28年3月7日）の指摘事項については適切な対応が為されていることの確認があった。

そして今回の主な指摘事項は以下のとおりである。

(1) 遊休財産保有限度額の超過の解消

前記、第3号議案 特定資産（研究助成基金）への繰り入れ承認の件 にて報告したとおりである。

(2) 法人会計より公益会計への振替

平成28年度正味財産増減計算書において、公益会計の株式売却益を法人会計において会計処理したが、公益会計にて生じた株式売却益であるから修正することとの指摘があり、平成29年度決算報告（正味財産増減計算書）において、「特定資産評価損益等」として修正報告する（第19回理事会で報告する）。

④通勤手当支給内規

遠隔地より通勤する職員等が発生したので、通勤手当支給内規を制定し、平成30年4月1日より、職員等の通勤手当を支給する。

⑤ 第19回理事会開催の案内を下記の通り報告した。

開催日時： 平成30年5月23日（水）17時より

議題： 平成29年度事業報告及び決算報告の件

会場： シャン・ドゥ・ソレイユ（千代田区内神田）

上記の報告について、出席理事全員一致で了承した。

以上により本日の議案の審議等を終了したので、午後6時25分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成30年3月3日

代表理事・理事長

小林

健二郎



監事

上林

博



監事

大橋

常男

